

北海道飲酒運転の根絶に関する条例概要

～「飲酒運転をしない、させない、許さない」社会の実現に向けて～

I 総則

1 目的

飲酒運転の根絶に関する施策を総合的に推進し、安全で安心して暮らすことができる社会の実現に資する

2 定義

必要な用語の定義

3 基本理念

- ① 全ての道民が「飲酒運転をしない、させない、許さない」という認識の下に、飲酒運転をしないこと、飲酒運転を行うおそれのあるものに対し車両又は酒類を提供しないこと、飲酒運転の車両に同乗しないことを基本として、行わなければならない
- ② 道、市町村、道民及び事業者の適切な役割分担による協働により社会全体で推進されなければならない
- ③ 事業者、家庭、学校、地域住民、行政その他の関係するものの相互の連携協力の下、社会全体で飲酒運転の根絶を目指して行われなければならない

4 道の責務

飲酒運転の根絶に関する総合的な施策の実施

5 道民の責務

飲酒運転をしてはならないこと、飲酒運転が重大な違法行為であること、飲酒が身体に及ぼす影響に対する理解、道の施策への協力、飲酒運転の制止努力義務

6 事業者の責務

車両の運行に当たって飲酒運転の禁止、従業員に対する教育、指導、道の施策への協力

7 飲食店営業者及び酒類販売業者等の責務

飲酒運転の防止に関する文書の掲示その他の措置、飲酒運転の制止努力義務、来店者への情報提供等タクシー事業者等との連携、飲食店営業者等が出店する建物を管理する事業者の文書の掲示、これらの店舗に対しての啓発要請努力義務

8 タクシー業者及び代行業者の責務

飲酒運転の防止のため、自らの事業の利用をすべき旨の広報活動、飲酒運転の制止その他の措置努力義務

9 イベント等を主催するものの責務

イベント等で酒類が提供される場合又はイベント参加者の飲酒が想定される場合には、参加者に対し、飲酒運転の防止に関する啓発その他の措置努力義務

10 通報努力義務

- ① 道民、② 飲食店営業者及び酒類販売業者、③ タクシー事業者及び代行業者が飲酒運転を確認した場合等の警察官への通報努力義務

II 飲酒運転を根絶するための施策

11 基本方針

次の基本方針を策定し、公表

- ① 飲酒運転の根絶に係る道民の意識の高揚及び啓発活動に関する基本的な事項
- ② 飲酒運転の根絶のための推進体制に関する基本的な事項
- ③ その他飲酒運転根絶に関する基本的な事項

12 飲酒運転の予防及び再発防止のための措置

- ① アルコール健康障害を有する者及びその家族に対する相談支援等推進
- ② 飲酒運転をした者に対し、保健所によるアルコール健康障害に関する保健指導を受けることを促すとともに、その者の状況に応じた指導、助言、支援等

13 教育及び知識の普及等

- ① 飲酒の身体に及ぼす影響についての知識の普及
- ② 学校等の教育機関が、その発達段階に応じ、生命の大切さ等の教育を家族、地域関係者と協力して行うことができるよう必要な措置
- ③ 観光客その他の滞在者に対する啓発その他の必要な措置

14 情報の提供

道は、道民に対し飲酒運転の状況に関する情報を提供

15 飲酒運転根絶の日

道民の理解と関心を深めるため、7月13日を飲酒運転根絶の日とし、道と道民等が一体となった取組

16 緊急対策期間及び重点対策地域

- ① 飲酒運転の発生状況に鑑み緊急対策期間を設定し、公安委員会や市町村等と連携協力し、飲酒運転根絶の取組を推進
- ② 緊急対策期間を設定する際に飲酒運転を根絶するために特定地域を重点対策地域に指定

17 年次報告

知事は、毎年、飲酒運転の状況及び飲酒運転根絶に関して講じた施策の概況を議会に報告

施行期日：平成27年12月1日